

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月12日
【会社名】	ENEOSホールディングス株式会社
【英訳名】	ENEOS Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大田 勝幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03(6257)7075
【事務連絡者氏名】	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 井上 亮
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03(6257)7075
【事務連絡者氏名】	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 井上 亮
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2021年5月12日
【発行登録書の効力発生日】	2021年5月20日
【発行登録書の有効期限】	2023年5月19日
【発行登録番号】	3 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 500,000百万円
【発行可能額】	500,000百万円
【効力停止期間】	該当事項はありません。
【提出理由】	2021年5月12日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」の「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とする ため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

< E N E O Sホールディングス株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報 >

銘柄	E N E O Sホールディングス株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	（未定）（注）15
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	（未定）（注）15
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	<p>1 2021年（未定）月（未定）日の翌日から2026年（未定）月（未定）日までの利払日（別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号イに定義する。以下同じ。）においては、年（未定）％</p> <p>2 2026年（未定）月（未定）日の翌日から2031年（未定）月（未定）日までの利払日においては、6ヶ月ユーロ円ライパー（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、本欄第1項の利率の決定時に適用する東短ICAP株式会社が提示する5年物円スワップのオファード・レートおよびビッド・レートの算術平均値（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅の値）％を加えた値</p> <p>3 2031年（未定）月（未定）日の翌日から2046年（未定）月（未定）日までの利払日においては、6ヶ月ユーロ円ライパーに（未定。ただし、本欄第1項の利率の決定時に適用する東短ICAP株式会社が提示する5年物円スワップのオファード・レートおよびビッド・レートの算術平均値（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に0.25％を加えた値）％を加えた値</p> <p>4 2046年（未定）月（未定）日の翌日以降の利払日においては、6ヶ月ユーロ円ライパーに（未定。ただし、本欄第1項の利率の決定時に適用する東短ICAP株式会社が提示する5年物円スワップのオファード・レートおよびビッド・レートの算術平均値（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に1.00％を加えた値）％を加えた値</p> <p>（注）15</p>
利払日	毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日（注）15
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限（注）15</p> <p>(1) 利息支払の方法</p> <p>イ 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定義する。以下同じ。）までこれをつけ、利払日に、当該利払日の直前の利払日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日）の翌日から当該利払日までの各期間（以下「利息計算期間」という。）について支払う。</p> <p>「利払日」とは、初回を2021年（未定）月（未定）日とし、その後毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日という。</p>

- ロ () 2021年(未定)月(未定)日の翌日から2026年(未定)月(未定)日までの本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が東京における銀行休業日にあたる時は、利払日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。
- 各本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が各口座管理機関(別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則(以下「業務規程等」という。)に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本()において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄第1項に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額(ただし、半年間に満たない期間につき計算するときは、かかる金額をその半年間の日割で計算した金額)をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- () 2026年(未定)月(未定)日の翌日以降の本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が東京における銀行休業日にあたる時は、前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- 各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本()において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄第2項ないし第4項の規定に基づき決定される利率ならびに当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- ハ 本社債の償還日後は、当該償還(本社債の元金の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合または本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。)に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還日において残存する経過利息および任意未払残高(本項第(3)号ハ()に定義する。以下同じ。)は、別記「償還の方法」の規定に従い償還とともに支払われる。
- ニ 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注)3 劣後特約」に定める劣後特約に従う。
- (2) 各利息計算期間の適用利率の決定
- イ 別記「利率」欄第2項ないし第4項の規定に基づき決定される本社債の利率は、各利息計算期間の開始直前の利払日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(ICE Benchmark Administration Limited(または下記レートの管理を承継するその他の者。以下総称して「ライボー運営機関」という。))が管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レートを表示するロイターの3750頁またはその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(以下「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)に基づき、別記「利率」欄第2項ないし第4項の規定に従って、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたる時は、その翌日。以下「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。
- ロ 利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボーがロイター3750頁に表示されない場合またはロイター3750頁が利用不能となった場合には、当社は利率決定日に利率照会銀行(ロンドン銀行間市場における主要銀行であって当社が指定する銀行4行をいい、以下「利率照会銀行」という。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在にロンドン銀行間市場において利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の6ヶ月預金のオファード・レート(以下「提示レート」という。)の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。

- 八 本号口の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボースは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）とする。
- 二 本号口の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当社は当社が指定する東京における主要銀行4行に対し、利率決定日の日本時間午前11時現在の期間6ヶ月の対銀行円建貸出金利の提示を求め、その平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボースとする。ただし、当該銀行のいずれかがかかる貸出金利を提示しなかった場合には、別記「利率」欄の規定にかかわらず、当該利息計算期間に適用される利率は、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された利率と同率とする。
- ホ 当社が、代替参照レート移行事由（本ホ（ ）に定義する。以下同じ。）が発生したと決定した場合、本号口ないし二の規定にかかわらず、当該決定の時点および初回任意償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号イに定義する。）の30銀行営業日前のうちいずれか遅い方の時点以降は、以下の規定を適用したうえで本社債の利率を決定する。ただし、当社は、代替参照レート移行事由に該当する事実が発生したと判断した場合であっても、その時点における市場慣行を考慮のうえ、代替参照レート移行事由が発生したと決定しないことができる。なお、本ホによりまたはこれに準じて6ヶ月ユーロ円ライボースの代替金利（以下「代替基準金利」という。）が決定された後においても、当社が、代替基準金利を再度変更することが適切であると合理的に判断する場合には、本ホに準じて再度代替基準金利を決定することができるものとする。
- （ ）当社は、すべての将来の変動利息期間（2026年（未定）月（未定）日の翌日以降に開始する利息計算期間をいう。以下同じ。）に関し、6ヶ月ユーロ円ライボースを後継または代替するレート（以下「代替参照レート」という。）、代替するスクリーン頁または情報源（以下「代替スクリーン頁」という。）およびスプレッド調整（本ホ（ ）に定義する。以下同じ。）を、各変動利息期間に係る利率決定日の5銀行営業日前（以下「代替参照レート決定期限」という。）までに決定するため、代替参照レート決定アドバイザー（本ホ（ ）に定義する。以下同じ。）を選任する合理的な努力をする。ただし、当社が合理的な努力をしたにもかかわらず代替参照レート決定アドバイザーを選任することができない場合には、当社が本ホの規定に従い代替参照レート、代替スクリーン頁およびスプレッド調整を決定する。
- （ ）代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）は、代替参照レート決定期限までに、フォールバック・レート（本ホ（ ）に定義する。以下同じ。）に含まれるもので利用可能なもののうち、下記に予め定める優先順位の最も高いものを代替参照レートとして決定する。ただし、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）は、フォールバック・レートのうち、当社が予め定めた優先順位に従って代替参照レートを決定することがその時点における関連監督当局等（本ホ（ ）に定義する。以下同じ。）による推奨内容または市場慣行に反すると判断した場合は、当該時点における関連監督当局等による推奨内容および市場慣行を考慮のうえ、予め定めた優先順位を変更し、変更後の優先順位の最も高いものを、代替参照レートとして決定することができる。

- () 代替参照レートが本ホ()に従い決定される場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を適用する必要があると代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が判断したときは、スプレッド調整に含まれるもので利用可能なもののうち、下記に予め定める優先順位の最も高いものをスプレッド調整として決定する。ただし、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）は、スプレッド調整のうち、当社が予め定めた優先順位に従ってスプレッド調整を決定することがその時点における市場慣行に反すると判断した場合は、関連監督当局等による推奨内容または当該時点における市場慣行を考慮のうえ、予め定めた優先順位を変更し、変更後の優先順位の最も高いものを、またはスプレッド調整に含まれないもので利用可能なものを、スプレッド調整として決定することができる。この場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を反映させたものがすべての将来の変動利息期間に係る代替基準金利となり、これが6ヶ月ユーロ円ライボを代替するものとして本社債の利率を決定する。
- () 本ホの規定にかかわらず、当該規定に従い代替参照レート決定期限までに代替参照レートを決定することができないと代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が判断した場合、代替参照レートによる6ヶ月ユーロ円ライボの代替は行われず、別記「利率」欄の規定にかかわらず、当該利息計算期間に適用される利率は、代替参照レート決定期限が属する利息計算期間に使用された利率と同率とする。
- () 代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、代替参照レートを本ホ()に従って決定した場合、当社は、代替参照レート決定アドバイザーと協議のうえ（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には単独の裁量で）、代替参照レートに関する市場慣行に従うために、利率決定日、利率基準日、銀行営業日の定義、レートまたはその見積りを取得する回数、利息の日割計算方法もしくは営業日調整に関する規定、および代替参照レートが代替スクリーン頁に表示されない場合の取扱い（以下併せて「代替的取扱い」という。）を定めることができ、また、本社債の社債要項につき代替参照レートおよびスプレッド調整の適切な運用に必要であると誠実に判断する範囲内で変更（以下「本変更」という。）を行うことができる。適用ある法令上許容される範囲内で、代替参照レート、代替スクリーン頁もしくはスプレッド調整の決定、代替的取扱い、本変更またはその他の必要な変更および措置（必要な場合、当社または財務代理人（別記「（注）9 財務代理人、発行代理人および支払代理人」に定める財務代理人をいう。以下同じ。）による契約書類の締結またはその他の措置の実行を含む。以下併せて「同意不要事項」という。）に関して、本社債権者の同意は不要とする。
- () 当社は、代替参照レート、代替スクリーン頁、スプレッド調整および本変更を決定した後すみやかに、財務代理人にかかる事項を書面で通知し、その後実務上可能な限りすみやかに、その旨を本社債権者に対して通知する。
- () 本ホ()ないし()の規定にかかわらず、当社が別記「償還の方法」欄第2項第(2)号の規定に従い、期限前償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号八に定義する。）において本社債を償還する旨を本社債権者に通知した場合、当社は代替参照レートを決定しないものとする。
- () 本ホにおける用語の定義は、以下のとおりとする。
「代替参照レート移行事由」とは、以下の ないし のいずれかまたは複数の事由をいう。
ライボ運営機関が、6ヶ月ユーロ円ライボの公表を他者に承継することなく恒久的に中止した場合
ライボ運営機関の監督当局が、6ヶ月ユーロ円ライボが金利指標性を失ったことおよび金利指標性が回復されないことを判断した旨を公表した場合

法令等（日本および外国の法令、ガイドライン、監督指針を含むがこれらに限られない。）または関連監督当局等（下記に定義する。）の公表文書もしくは声明に基づき、6ヶ月ユーロ円ライボを参照金利として決定された利率により計算された金額を本社債の利息として支払うことが禁止された、または禁止されることとなった場合

「関連監督当局等」とは、以下の または をいう。

中央銀行、財務当局、金融当局もしくはライボ運営機関の監督当局

中央銀行、財務当局、金融当局もしくはライボ運営機関の監督当局が主催するもしくは運営事務を司る、もしくはその要請により設立される会議体（作業部会、委員会および勉強会を含む。）

「代替参照レート決定アドバイザー」とは、当社が自らの費用負担により代替参照レートの決定権者として選任する債券資本市場において活動する適切な金融知識を備えた定評ある金融機関をいう。

「フォールバック・レート」とは以下のものをいい、優先順位は、以下に掲げる順とする。

6ヶ月物のターム物RFR金利（スワップ）（下記に定義する。）

オーバーナイトRFR複利（後決め）（下記に定義する。）

関連監督当局等が推奨する指標

6ヶ月ユーロ円ライボの代替指標として、ISDA定義集（下記に定義する。）が定めるもの

代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が選定する指標

「ターム物RFR金利（スワップ）」とは、日本円オーバーナイト・インデックス・スワップに関する市場データに基づいて構築される指標（またはその後継指標）で代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるものをいう。

「オーバーナイトRFR複利（後決め）」とは、支払われる利息の対象期間の開始日から終了日までの実際の無担保コールオーバーナイト物レートを日次複利で積み上げる方法（ただし、利息を支払うべき日に利息を支払うための実務上の調整を含み、当該方法および調整は、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が関連監督当局等による推奨内容またはその時点における市場慣行を考慮のうえ決定する。）により算出されたものとして代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるレートをいう。

「ISDA定義集」とは、国際スワップ・デリバティブズ協会（International Swaps and Derivatives Association（ISDA））（または承継するその他の者）が公表している2006年版ISDA定義集（その後の訂正および補足書類を含む。）またはその時々公表される金利デリバティブに関する承継する定義集をいう。

「スプレッド調整」とは、6ヶ月ユーロ円ライボを代替参照レートで代替する結果として本社債権者に及ぶ経済的な不利益または利益を、その状況において合理的な範囲で削減または除去するために、かかる代替参照レートの調整に必要なスプレッド（正、負または零のいずれもあり得る。）またはスプレッドを計算する計算式もしくは計算方法をいい、優先順位は、以下に掲げる順とする。

代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、6ヶ月ユーロ円ライボの代替参照レートへの代替に関連して、関連監督当局等により正式に推奨されていると認識または確認していると判断するスプレッドまたはスプレッドを計算する計算式もしくは計算方法。

上記に規定する推奨がなされない場合（かかる推奨に従ってスプレッドを算出することが実務上困難である場合を含む。）、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、6ヶ月ユーロ円ライボを参照する債券資本市場取引において、6ヶ月ユーロ円ライボが代替参照レートに代替された場合の市場慣行として使用されていると認識または確認されていると判断するスプレッドまたはスプレッドを計算する計算式もしくは計算方法。

上記に規定する市場慣行として使用されているものが認識または確認されない場合、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、その時点における市場慣行を考慮のうえ、その裁量により、合理的かつ適切であると判断するスプレッドまたはスプレッドを計算する計算式または計算方法（6ヶ月ユーロ円ライボの代替指標としてISDA定義集において定められているものに適用されるスプレッド調整および実務上取得可能な一定期間における過去の6ヶ月ユーロ円ライボと代替参照レートの差の平均値または中央値を算出する方法を含むが、これらに限られない。）。

へ 当社は、財務代理人に本号イないしロに定める利率確認事務を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。

ト 当社および財務代理人はそれぞれの本店において、各利息計算期間の開始日から5日以内（利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。）に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

(3) 任意停止

イ 利払の任意停止

当社は、ある利払日において、その裁量により、当該利払日の12銀行営業日前までに、本社債権者および財務代理人に対し任意停止金額（下記に定義する。）の通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができる（以下当該繰り延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」といい、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」という。）。なお、任意停止金額には、任意停止利払日の翌日から任意停止金額の全額が弁済される利払日までの間、当該任意停止利払日における別記「利率」欄に定める利率による利息（以下「追加利息」という。）が付される（なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。）。

ロ 任意支払

当社は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高の全部または一部を支払うことができる。当該支払は、弁済される利払日時点の本社債権者に支払われる。

八 強制支払

() 劣後株式への支払による強制支払

本号イの規定にかかわらず、ある利払日に関して、当該利払日の直前利払日の属する月の第2銀行営業日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日の翌日）から当該利払日の属する月の第2銀行営業日の前日までの期間において、以下の または の事由が生じた場合は、当社は、当該利払日（以下「強制利払日」という。）または強制利払日の直後の利払日に、当該強制利払日現在の任意未払の残高（各本社債に関して、その時点において残存するすべての任意停止金額およびこれに対する追加利息をいい、以下「任意未払残高」という。）の全額を弁済するべく、営利事業として実行可能（下記に定義する。）な限りの合理的な努力を行うこととする。

当社が当社普通株式ならびに剰余金の配当および残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券（下記に定義する。）に劣後する当社が今後発行する当社普通株式以外の株式（以下併せて「劣後株式」という。）に関する剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当および全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をした場合または支払を行った場合

当社が劣後株式の買入れまたは取得をする場合（ただし、以下の事由のいずれかによる場合を除く。）

- (a) 会社法第155条第8号ないし第13号に基づく事由
- (b) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求
- (c) 会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項または第806条第1項に基づく反対株主からの買取請求
- (d) 会社法第116条第1項または第182条の4第1項に基づく反対株主からの買取請求
- (e) 会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条に基づく子会社からの取得
- (f) その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由

「営利事業として実行可能」とは、当社の証券（社債を含む。）の発行もしくは募集または借入れに重大な障害を生じさせない場合をいう。ただし、当該証券または借入れに関して支払われ得る価格、利率または配当率を考慮しない。

「同順位証券」とは、優先株式（下記に定義する。）および同順位劣後債務（下記に定義する。）をいう。

「優先株式」とは、当社の今後発行する株式であって、剰余金の配当および残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するものをいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件（別記「（注）3 劣後特約」に定義する。）と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件および権利を有し、その利息に係る権利および償還または返済条件が、本社債と実質的に同等のものまたは当社の財務状態および業績に応じて決定されるものをいう。

() 同順位証券への支払による強制支払

本号イの規定にかかわらず、任意停止利払日から当該任意停止利払日の直後の利払日の前日までの期間において同順位証券に関する配当または利息が支払われたときは、当社は、当該任意停止利払日の直後の利払日またはその次の利払日に、当該任意停止利払日に係る任意停止金額およびこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。

	<p>二 任意未払残高の支払</p> <p>() 当社は、利払日または償還日において任意未払残高の全部または一部を支払う場合、弁済する当該利払日または償還日の12銀行営業日前までに、本社債権者および財務代理人に対し、支払う任意未払残高の金額（以下「支払金額」という。）および該当任意停止利払日の通知を行う。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて算出される。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本()において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除して得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>() 当社が、任意未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い任意停止利払日に発生した任意停止金額およびこれに対する追加利息から順に充当される。その場合、当社は、充当する当該任意停止金額およびこれに対する追加利息の内訳を財務代理人に通知する。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)14 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2081年(未定)月(未定)日(注)15
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円（ただし、期限前償還の場合は、本欄第2項第(2)号に定める金額による。）</p> <p>2 償還の方法および期限(注)15</p> <p>(1) 満期償還 本社債の元金は、2081年(未定)月(未定)日（以下「満期償還日」という。）に、任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。</p> <p>(2) 期限前償還 前号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。</p> <p>イ 当社の選択による期限前償還 当社は、2026年(未定)月(未定)日（以下「初回任意償還日」という。）および初回任意償還日以降の各利払日（以下初回任意償還日と併せて「任意償還日」という。）において、任意償還日に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。</p> <p>ロ 税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、()税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、()税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、税制事由償還日までの経過利息および任意未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に期限前償還することができる。</p> <p>「税制事由」とは、日本の法令またはその運用もしくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。</p>

	<p>八 資本性変更事由による期限前償還</p> <p>払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて「期限前償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、資本性変更事由償還日までの経過利息および任意未払残高の支払とともに、当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。</p> <p>「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所またはそれらの格付業務を承継した者をいう。以下同じ。）のうち1社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、当該信用格付業者が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、または、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。</p> <p>(3) 本社債の満期償還日または期限前償還日（以下併せて「償還日」という。）が東京における銀行休業日にあたる場合は、前銀行営業日にこれを繰り上げる。ただし、2026年（未定）月（未定）日までに償還される場合で当該日が東京における銀行休業日にあたる場合は、償還日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または業務規程等に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(5) 本社債の償還については、本項のほか、別記「（注）3 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「（注）14 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年（未定）月（未定）日（注）15
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2021年（未定）月（未定）日（注）15
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

（注）1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社はR & IからA -（シングルAマイナス）の予備格付を2021年5月12日付で取得しており、また、R & IからA -（シングルAマイナス）の本格付を2021年（未定）月（未定）日（（注）15）付で取得する予定である。なお、予備格付の付与以降にR & Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付

を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA（シングルA）の予備格付を2021年5月12日付で取得しており、また、JCRからA（シングルA）の本格付を2021年（未定）月（未定）日（注）15）付で取得する予定である。なお、予備格付の付与以降にJCRが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」に当たらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3 劣後特約

当社は、劣後事由（下記に定義する。）の発生後すみやかに、本社債権者および財務代理人に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の（ ）および（ ）を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権（下記に定義する。）を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

（ ）劣後事由の発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額

（ ）同日における当該本社債に関する任意未払残高および同日までの当該本社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件（下記に定義する。）が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額（下記に定義する。）の範囲でのみ、支払（配当を含む。）の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

（ ）当社に対して、清算手続（会社法に基づく通常清算手続または特別清算手続を含む。）が開始された場合

（ ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

（ ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

() 当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権もしくは再生債権またはこれらに準ずる債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

() 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受けまたは弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

() 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合

() 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正または減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

() 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正または減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

() 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各本社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

4 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。

5 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、または日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

6 期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられまたは期限が到来するものではない。

7 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して本社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

8 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

9 財務代理人、発行代理人および支払代理人

(1) 当社は、株式会社みずほ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に本社債財務及び発行・支払代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 業務規程等に基づく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

- (3) 財務代理人は、本社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また本社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (4) 財務代理人を変更する場合には、当社は本（注）7に定める方法により本社債権者に通知する。
- 10 社債要項の変更
- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、同意不要事項および本（注）9第(1)号を除く。）の変更（本（注）4の規定に反しない限度とする。）は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。
- 11 社債権者集会に関する事項
- (1) 本種類の社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）7に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえで、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 12 費用の負担
- 以下に定める費用は、当社の負担とする。
- (1) 本（注）7に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）11に定める社債権者集会に関する費用
- 13 社債要項の公示
- 当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
- 14 元利金の支払
- 本社債に係る元利金は、社債等振替法および業務規程等に従って支払われる。
- 15 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定である。

< E N E O Sホールディングス株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報 >

銘柄	E N E O Sホールディングス株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	（未定）（注）15
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	（未定）（注）15
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	<p>1 2021年（未定）月（未定）日の翌日から2031年（未定）月（未定）日までの利払日（別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号イに定義する。以下同じ。）においては、年（未定）％</p> <p>2 2031年（未定）月（未定）日の翌日から2051年（未定）月（未定）日までの利払日においては、6ヶ月ユーロ円ライプー（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、本欄第1項の利率の決定時に適用する東短I C A P株式会社が提示する10年物円スワップのオフアード・レートおよびビッド・レートの算術平均値（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に0.25％を加えた値）％を加えた値</p> <p>3 2051年（未定）月（未定）日の翌日以降の利払日においては、6ヶ月ユーロ円ライプーに（未定。ただし、本欄第1項の利率の決定時に適用する東短I C A P株式会社が提示する10年物円スワップのオフアード・レートおよびビッド・レートの算術平均値（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に1.00％を加えた値）％を加えた値 （注）15</p>
利払日	毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日（注）15
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限（注）15</p> <p>(1) 利息支払の方法</p> <p>イ 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定義する。以下同じ。）までこれをつけ、利払日に、当該利払日の直前の利払日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日）の翌日から当該利払日までの各期間（以下「利息計算期間」という。）について支払う。 「利払日」とは、初回を2021年（未定）月（未定）日とし、その後毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日をいう。</p> <p>ロ（ ）2021年（未定）月（未定）日の翌日から2031年（未定）月（未定）日までの本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、利払日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。 各本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が各口座管理機関（別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則（以下「業務規程等」という。）に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本（ ）において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄第1項に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額（ただし、半年間に満たない期間につき計算するときは、かかる金額をその半年間の日割で計算した金額）をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p>

	<p>() 2031年(未定)月(未定)日の翌日以降の本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に一通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本()において「一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄第2項および第3項の規定に基づき決定される利率ならびに当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>八 本社債の償還日後は、当該償還(本社債の元金の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合または本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。)に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還日において残存する経過利息および任意未払残高(本項第(3)号八()に定義する。以下同じ。)は、別記「償還の方法」の規定に従い償還とともに支払われる。</p> <p>二 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注)3 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>(2) 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>イ 別記「利率」欄第2項および第3項の規定に基づき決定される本社債の利率は、各利息計算期間の開始直前の利払日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(ICE Benchmark Administration Limited(または下記レートの管理を承継するその他の者。以下総称して「ライボー運営機関」という。))が管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レートを表示するロイターの3750頁またはその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(以下「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)に基づき、別記「利率」欄第2項および第3項の規定に従って、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたる場合は、その翌日。以下「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。</p> <p>ロ 利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボーがロイター3750頁に表示されない場合またはロイター3750頁が利用不能となった場合には、当社は利率決定日に利率照会銀行(ロンドン銀行間市場における主要銀行であって当社が指定する銀行4行をいい、以下「利率照会銀行」という。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在にロンドン銀行間市場において利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の6ヶ月預金のオファード・レート(以下「提示レート」という。)の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。</p> <p>ハ 本号口の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)とする。</p> <p>二 本号口の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当社は当社が指定する東京における主要銀行4行に対し、利率決定日の日本時間午前11時現在の期間6ヶ月の対銀行円建貸出金利の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。ただし、当該銀行のいずれかがかかる貸出金利を提示しなかった場合には、別記「利率」欄の規定にかかわらず、当該利息計算期間に適用される利率は、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された利率と同率とする。</p>
--	---

- ホ 当社が、代替参照レート移行事由（本ホ()に定義する。以下同じ。）が発生したと決定した場合、本号口ないし二の規定にかかわらず、当該決定の時点および初回任意償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号イに定義する。）の30銀行営業日前のうちいずれか遅い方の時点以降は、以下の規定を適用したうえで本社債の利率を決定する。ただし、当社は、代替参照レート移行事由に該当する事実が発生したと判断した場合であっても、その時点における市場慣行を考慮のうえ、代替参照レート移行事由が発生したと決定しないことができる。なお、本ホによりまたはこれに準じて6ヶ月ユーロ円ライボの代替金利（以下「代替基準金利」という。）が決定された後においても、当社が、代替基準金利を再度変更することが適切であると合理的に判断する場合には、本ホに準じて再度代替基準金利を決定することができるものとする。
- () 当社は、すべての将来の変動利息期間（2031年（未定）月（未定）日の翌日以降に開始する利息計算期間をいう。以下同じ。）に関し、6ヶ月ユーロ円ライボを後継または代替するレート（以下「代替参照レート」という。）、代替するスクリーン頁または情報源（以下「代替スクリーン頁」という。）およびスプレッド調整（本ホ()に定義する。以下同じ。）を、各変動利息期間に係る利率決定日の5銀行営業日前（以下「代替参照レート決定期限」という。）までに決定するため、代替参照レート決定アドバイザー（本ホ()に定義する。以下同じ。）を選任する合理的な努力をする。ただし、当社が合理的な努力をしたにもかかわらず代替参照レート決定アドバイザーを選任することができない場合には、当社が本ホの規定に従い代替参照レート、代替スクリーン頁およびスプレッド調整を決定する。
- () 代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）は、代替参照レート決定期限までに、フォールバック・レート（本ホ()に定義する。以下同じ。）に含まれるもので利用可能なもののうち、下記に予め定める優先順位の最も高いものを代替参照レートとして決定する。ただし、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）は、フォールバック・レートのうち、当社が予め定めた優先順位に従って代替参照レートを決定することがその時点における関連監督当局等（本ホ()に定義する。以下同じ。）による推奨内容または市場慣行に反すると判断した場合は、当該時点における関連監督当局等による推奨内容および市場慣行を考慮のうえ、予め定めた優先順位を変更し、変更後の優先順位の最も高いものを、代替参照レートとして決定することができる。
- () 代替参照レートが本ホ()に従い決定される場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を適用する必要があると代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が判断したときは、スプレッド調整に含まれるもので利用可能なもののうち、下記に予め定める優先順位の最も高いものをスプレッド調整として決定する。ただし、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）は、スプレッド調整のうち、当社が予め定めた優先順位に従ってスプレッド調整を決定することがその時点における市場慣行に反すると判断した場合は、関連監督当局等による推奨内容または当該時点における市場慣行を考慮のうえ、予め定めた優先順位を変更し、変更後の優先順位の最も高いものを、またはスプレッド調整に含まれないもので利用可能なものを、スプレッド調整として決定することができる。この場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を反映させたものがすべての将来の変動利息期間に係る代替基準金利となり、これが6ヶ月ユーロ円ライボを代替するものとして本社債の利率を決定する。

- () 本ホの規定にかかわらず、当該規定に従い代替参照レート決定期限までに代替参照レートを決定することができないと代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が判断した場合、代替参照レートによる6ヶ月ユーロ円ライボアの代替は行われず、別記「利率」欄の規定にかかわらず、当該利息計算期間に適用される利率は、代替参照レート決定期限が属する利息計算期間に使用された利率と同率とする。
- () 代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、代替参照レートを本ホ()に従って決定した場合、当社は、代替参照レート決定アドバイザーと協議のうえ（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には単独の裁量で）、代替参照レートに関する市場慣行に従うために、利率決定日、利率基準日、銀行営業日の定義、レートまたはその見積りを取得する回数、利息の日割計算方法もしくは営業日調整に関する規定、および代替参照レートが代替スクリーン頁に表示されない場合の取扱い（以下併せて「代替的取扱い」という。）を定めることができ、また、本社債の社債要項につき代替参照レートおよびスプレッド調整の適切な運用に必要であると誠実に判断する範囲内で変更（以下「本変更」という。）を行うことができる。適用ある法令上許容される範囲内で、代替参照レート、代替スクリーン頁もしくはスプレッド調整の決定、代替的取扱い、本変更またはその他の必要な変更および措置（必要な場合、当社または財務代理人（別記「（注）9 財務代理人、発行代理人および支払代理人」に定める財務代理人をいう。以下同じ。）による契約書類の締結またはその他の措置の実行を含む。以下併せて「同意不要事項」という。）に関して、本社債権者の同意は不要とする。
- () 当社は、代替参照レート、代替スクリーン頁、スプレッド調整および本変更を決定した後すみやかに、財務代理人にかかる事項を書面で通知し、その後実務上可能な限りすみやかに、その旨を本社債権者に対して通知する。
- () 本ホ()ないし()の規定にかかわらず、当社が別記「償還の方法」欄第2項第(2)号の規定に従い、期限前償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号八に定義する。）において本社債を償還する旨を本社債権者に通知した場合、当社は代替参照レートを決定しないものとする。
- () 本ホにおける用語の定義は、以下のとおりとする。
- 「代替参照レート移行事由」とは、以下の ないし のいずれかまたは複数の事由をいう。
- ライボア運営機関が、6ヶ月ユーロ円ライボアの公表を他者に承継することなく恒久的に中止した場合
- ライボア運営機関の監督当局が、6ヶ月ユーロ円ライボアが金利指標性を失ったことおよび金利指標性が回復されないことを判断した旨を公表した場合
- 法令等（日本および外国の法令、ガイドライン、監督指針を含むがこれらに限られない。）または関連監督当局等（下記に定義する。）の公表文書もしくは声明に基づき、6ヶ月ユーロ円ライボアを参照金利として決定された利率により計算された金額を本社債の利息として支払うことが禁止された、または禁止されることとなった場合
- 「関連監督当局等」とは、以下の または をいう。
- 中央銀行、財務当局、金融当局もしくはライボア運営機関の監督当局
- 中央銀行、財務当局、金融当局もしくはライボア運営機関の監督当局が主催するもしくは運営事務を司る、もしくはその要請により設立される会議体（作業部会、委員会および勉強会を含む。）

「代替参照レート決定アドバイザー」とは、当社が自らの費用負担により代替参照レートの決定権者として選任する債券資本市場において活動する適切な金融知識を備えた定評ある金融機関をいう。

「フォールバック・レート」とは以下のものをいい、優先順位は、以下に掲げる順とする。

6ヶ月物のターム物RFR金利（スワップ）（下記に定義する。）

オーバーナイトRFR複利（後決め）（下記に定義する。）

関連監督当局等が推奨する指標

6ヶ月ユーロ円ライボアの代替指標として、ISDA定義集（下記に定義する。）が定めるもの

代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が選定する指標

「ターム物RFR金利（スワップ）」とは、日本円オーバーナイト・インデックス・スワップに関する市場データに基づいて構築される指標（またはその後継指標）で代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるものをいう。

「オーバーナイトRFR複利（後決め）」とは、支払われる利息の対象期間の開始日から終了日までの実際の無担保コールオーバーナイト物レートを日次複利で積み上げる方法（ただし、利息を支払うべき日に利息を支払うための実務上の調整を含み、当該方法および調整は、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が関連監督当局等による推奨内容またはその時点における市場慣行を考慮のうえ決定する。）により算出されたものとして代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるレートをいう。

「ISDA定義集」とは、国際スワップ・デリバティブズ協会（International Swaps and Derivatives Association（ISDA））（または承継するその他の者）が公表している2006年版ISDA定義集（その後の訂正および補足書類を含む。）またはその時々公表される金利デリバティブに関する承継する定義集をいう。

「スプレッド調整」とは、6ヶ月ユーロ円ライボアを代替参照レートで代替する結果として本社債権者に及ぶ経済的な不利益または利益を、その状況において合理的な範囲で削減または除去するために、かかる代替参照レートの調整に必要なスプレッド（正、負または零のいずれもあり得る。）またはスプレッドを計算する計算式もしくは計算方法をいい、優先順位は、以下に掲げる順とする。

代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、6ヶ月ユーロ円ライボアの代替参照レートへの代替に関連して、関連監督当局等により正式に推奨されていると認識または確認していると判断するスプレッドまたはスプレッドを計算する計算式もしくは計算方法。

上記に規定する推奨がなされない場合（かかる推奨に従ってスプレッドを算出することが実務上困難である場合を含む。）、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、6ヶ月ユーロ円ライボアを参照する債券資本市場取引において、6ヶ月ユーロ円ライボアが代替参照レートに代替された場合の市場慣行として使用されていると認識または確認されていると判断するスプレッドまたはスプレッドを計算する計算式もしくは計算方法。

上記に規定する市場慣行として使用されているものが認識または確認されない場合、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、その時点における市場慣行を考慮のうえ、その裁量により、合理的かつ適切であると判断するスプレッドまたはスプレッドを計算する計算式または計算方法（6ヶ月ユーロ円ライボの代替指標としてISDA定義集において定められているものに適用されるスプレッド調整および実務上取得可能な一定期間における過去の6ヶ月ユーロ円ライボと代替参照レートの差の平均値または中央値を算出する方法を含むが、これらに限られない。）。

へ 当社は、財務代理人に本号イないし二に定める利率確認事務を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。

ト 当社および財務代理人はそれぞれの本店において、各利息計算期間の開始日から5日以内（利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。）に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

(3) 任意停止

イ 利払の任意停止

当社は、ある利払日において、その裁量により、当該利払日の12銀行営業日前までに、本社債権者および財務代理人に対し任意停止金額（下記に定義する。）の通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができる（以下当該繰り延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」といい、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」という。）。なお、任意停止金額には、任意停止利払日の翌日から任意停止金額の全額が弁済される利払日までの間、当該任意停止利払日における別記「利率」欄に定める利率による利息（以下「追加利息」という。）が付される（なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。）。

ロ 任意支払

当社は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高の全部または一部を支払うことができる。当該支払は、弁済される利払日時点の本社債権者に支払われる。

八 強制支払

() 劣後株式への支払による強制支払

本号イの規定にかかわらず、ある利払日に関して、当該利払日の直前利払日の属する月の第2銀行営業日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日の翌日）から当該利払日の属する月の第2銀行営業日の前日までの期間において、以下の または の事由が生じた場合は、当社は、当該利払日（以下「強制利払日」という。）または強制利払日の直後の利払日に、当該強制利払日現在の任意未払の残高（各本社債に関して、その時点において残存するすべての任意停止金額およびこれに対する追加利息をいい、以下「任意未払残高」という。）の全額を弁済するべく、営利事業として実行可能（下記に定義する。）な限りの合理的な努力を行うこととする。

当社が当社普通株式ならびに剰余金の配当および残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券（下記に定義する。）に劣後する当社が今後発行する当社普通株式以外の株式（以下併せて「劣後株式」という。）に関する剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当および全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をした場合または支払を行った場合

	<p>当社が劣後株式の買入れまたは取得をする場合（ただし、以下の事由のいずれかによる場合を除く。）</p> <p>(a) 会社法第155条第8号ないし第13号に基づく事由</p> <p>(b) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求</p> <p>(c) 会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項または第806条第1項に基づく反対株主からの買取請求</p> <p>(d) 会社法第116条第1項または第182条の4第1項に基づく反対株主からの買取請求</p> <p>(e) 会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条に基づく子会社からの取得</p> <p>(f) その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由</p> <p>「営利事業として実行可能」とは、当社の証券（社債を含む。）の発行もしくは募集または借入れに重大な障害を生じさせない場合をいう。ただし、当該証券または借入れに関して支払われ得る価格、利率または配当率を考慮しない。</p> <p>「同順位証券」とは、優先株式（下記に定義する。）および同順位劣後債務（下記に定義する。）をいう。</p> <p>「優先株式」とは、当社の今後発行する株式であって、剰余金の配当および残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するものをいう。</p> <p>「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件（別記「（注）3 劣後特約」に定義する。）と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件および権利を有し、その利息に係る権利および償還または返済条件が、本社債と実質的に同等のものまたは当社の財務状態および業績に応じて決定されるものをいう。</p> <p>() 同順位証券への支払による強制支払</p> <p>本号イの規定にかかわらず、任意停止利払日から当該任意停止利払日の直後の利払日の前日までの期間において同順位証券に関する配当または利息が支払われたときは、当社は、当該任意停止利払日の直後の利払日またはその次の利払日に、当該任意停止利払日に係る任意停止金額およびこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。</p> <p>二 任意未払残高の支払</p> <p>() 当社は、利払日または償還日において任意未払残高の全部または一部を支払う場合、弁済する当該利払日または償還日の12銀行営業日前までに、本社債権者および財務代理人に対し、支払う任意未払残高の金額（以下「支払金額」という。）および該当任意停止利払日の通知を行う。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて算出される。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本()において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除して得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>() 当社が、任意未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い任意停止利払日に発生した任意停止金額およびこれに対する追加利息から順に充当される。その場合、当社は、充当する当該任意停止金額およびこれに対する追加利息の内訳を財務代理人に通知する。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「（注）14 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2081年（未定）月（未定）日（注）15

償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円（ただし、期限前償還の場合は、本欄第2項第(2)号に定める金額による。）</p> <p>2 償還の方法および期限（注）15</p> <p>(1) 満期償還 本社債の元金は、2081年（未定）月（未定）日（以下「満期償還日」という。）に、任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。</p> <p>(2) 期限前償還 前号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。</p> <p>イ 当社の選択による期限前償還 当社は、2031年（未定）月（未定）日（以下「初回任意償還日」という。）および初回任意償還日以降の各利払日（以下初回任意償還日と併せて「任意償還日」という。）において、任意償還日に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。</p> <p>ロ 税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、税制事由償還日までの経過利息および任意未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に期限前償還することができる。 「税制事由」とは、日本の法令またはその運用もしくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。</p> <p>ハ 資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて「期限前償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、資本性変更事由償還日までの経過利息および任意未払残高の支払とともに、当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所またはそれらの格付業務を承継した者をいう。以下同じ。）のうち1社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、当該信用格付業者が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、または、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。</p>
-------	---

	<p>(3) 本社債の満期償還日または期限前償還日（以下併せて「償還日」という。）が東京における銀行休業日にあたる時は、前銀行営業日にこれを繰り上げる。ただし、2031年（未定）月（未定）日までに償還される場合で当該日が東京における銀行休業日にあたる時は、償還日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または業務規程等に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(5) 本社債の償還については、本項のほか、別記「（注）3 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「（注）14 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年（未定）月（未定）日（注）15
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2021年（未定）月（未定）日（注）15
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

（注）1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社はR & IからA -（シングルA マイナス）の予備格付を2021年5月12日付で取得しており、また、R & IからA -（シングルA マイナス）の本格付を2021年（未定）月（未定）日（（注）15）付で取得する予定である。なお、予備格付の付与以降にR & Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA（シングルA）の予備格付を2021年5月12日付で取得しており、また、JCRからA（シングルA）の本格付を2021年（未定）月（未定）日（（注）15）付で取得する予定である。なお、予備格付の付与以降にJCRが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」に当たらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3 劣後特約

当社は、劣後事由（下記に定義する。）の発生後すみやかに、本社債権者および財務代理人に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の（ ）および（ ）を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権（下記に定義する。）を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

（ ）劣後事由の発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額

（ ）同日における当該本社債に関する任意未払残高および同日までの当該本社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件（下記に定義する。）が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額（下記に定義する。）の範囲でのみ、支払（配当を含む。）の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

（ ）当社に対して、清算手続（会社法に基づく通常清算手続または特別清算手続を含む。）が開始された場合

（ ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

（ ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合

（ ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

（ ）当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権もしくは再生債権またはこれらに準ずる債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

（ ）当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受けまたは弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

（ ）当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合

（ ）当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正または減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

- () 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正または減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各本社債権者に対して支払がなされたとあろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

4 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。

5 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、または日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

6 期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられまたは期限が到来するものではない。

7 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して本社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

8 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

9 財務代理人、発行代理人および支払代理人

- (1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 業務規程等に基づく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- (3) 財務代理人は、本社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また本社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (4) 財務代理人を変更する場合には、当社は本（注）7に定める方法により本社債権者に通知する。

10 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、同意不要事項および本（注）9第(1)号を除く。）の変更（本（注）4の規定に反しない限度とする。）は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

11 社債権者集会に関する事項

- (1) 本種類の社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）7に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替

法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

(1) 本(注)7に定める公告に関する費用

(2) 本(注)11に定める社債権者集会に関する費用

13 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

14 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および業務規程等に従って支払われる。

15 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定である。

< E N E O Sホールディングス株式会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報 >

銘柄	E N E O Sホールディングス株式会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	（未定）（注）15
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	（未定）（注）15
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	<p>1 2021年（未定）月（未定）日の翌日から2036年（未定）月（未定）日までの利払日（別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号イに定義する。以下同じ。）においては、年（未定）％</p> <p>2 2036年（未定）月（未定）日の翌日から2056年（未定）月（未定）日までの利払日においては、6ヶ月ユーロ円ライボー（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、本欄第1項の利率の決定時に適用する東短I C A P株式会社が提示する15年物円スワップのオフアード・レートおよびビッド・レートの算術平均値（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に0.25％を加えた値）％を加えた値</p> <p>3 2056年（未定）月（未定）日の翌日以降の利払日においては、6ヶ月ユーロ円ライボーに（未定。ただし、本欄第1項の利率の決定時に適用する東短I C A P株式会社が提示する15年物円スワップのオフアード・レートおよびビッド・レートの算術平均値（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に1.00％を加えた値）％を加えた値 （注）15</p>
利払日	毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日（注）15
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限（注）15</p> <p>(1) 利息支払の方法</p> <p>イ 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定義する。以下同じ。）までこれをつけ、利払日に、当該利払日の直前の利払日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日）の翌日から当該利払日までの各期間（以下「利息計算期間」という。）について支払う。 「利払日」とは、初回を2021年（未定）月（未定）日とし、その後毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日をいう。</p> <p>ロ (i) 2021年（未定）月（未定）日の翌日から2036年（未定）月（未定）日までの本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、利払日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。 各本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が各口座管理機関（別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則（以下「業務規程等」という。）に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本()において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄第1項に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額（ただし、半年間に満たない期間につき計算するときは、かかる金額をその半年間の日割で計算した金額）をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p>

	<p>() 2036年(未定)月(未定)日の翌日以降の本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に一通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本()において「一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄第2項および第3項の規定に基づき決定される利率ならびに当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>八 本社債の償還日後は、当該償還(本社債の元金の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合または本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。)に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還日において残存する経過利息および任意未払残高(本項第(3)号八()に定義する。以下同じ。)は、別記「償還の方法」の規定に従い償還とともに支払われる。</p> <p>二 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注)3 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>(2) 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>イ 別記「利率」欄第2項および第3項の規定に基づき決定される本社債の利率は、各利息計算期間の開始直前の利払日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(ICE Benchmark Administration Limited(または下記レートの管理を承継するその他の者。以下総称して「ライボー運営機関」という。))が管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レートを表示するロイターの3750頁またはその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(以下「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)に基づき、別記「利率」欄第2項および第3項の規定に従って、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたる場合は、その翌日。以下「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。</p> <p>ロ 利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボーがロイター3750頁に表示されない場合またはロイター3750頁が利用不能となった場合には、当社は利率決定日に利率照会銀行(ロンドン銀行間市場における主要銀行であって当社が指定する銀行4行をいい、以下「利率照会銀行」という。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在にロンドン銀行間市場において利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の6ヶ月預金のオファード・レート(以下「提示レート」という。)の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。</p> <p>八 本号口の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)とする。</p> <p>二 本号口の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当社は当社が指定する東京における主要銀行4行に対し、利率決定日の日本時間午前11時現在の期間6ヶ月の対銀行円建貸出金利の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。ただし、当該銀行のいずれかがかかる貸出金利を提示しなかった場合には、別記「利率」欄の規定にかかわらず、当該利息計算期間に適用される利率は、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された利率と同率とする。</p>
--	---

- ホ 当社が、代替参照レート移行事由（本ホ()に定義する。以下同じ。）が発生したと決定した場合、本号口ないし二の規定にかかわらず、当該決定の時点および初回任意償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号イに定義する。）の30銀行営業日前のうちいずれか遅い方の時点以降は、以下の規定を適用したうえで本社債の利率を決定する。ただし、当社は、代替参照レート移行事由に該当する事実が発生したと判断した場合であっても、その時点における市場慣行を考慮のうえ、代替参照レート移行事由が発生したと決定しないことができる。なお、本ホによりまたはこれに準じて6ヶ月ユーロ円ライボアの代替金利（以下「代替基準金利」という。）が決定された後においても、当社が、代替基準金利を再度変更することが適切であると合理的に判断する場合には、本ホに準じて再度代替基準金利を決定することができるものとする。
- () 当社は、すべての将来の変動利息期間（2036年（未定）月（未定）日の翌日以降に開始する利息計算期間をいう。以下同じ。）に関し、6ヶ月ユーロ円ライボアを後継または代替するレート（以下「代替参照レート」という。）、代替するスクリーン頁または情報源（以下「代替スクリーン頁」という。）およびスプレッド調整（本ホ()に定義する。以下同じ。）を、各変動利息期間に係る利率決定日の5銀行営業日前（以下「代替参照レート決定期限」という。）までに決定するため、代替参照レート決定アドバイザー（本ホ()に定義する。以下同じ。）を選任する合理的な努力をする。ただし、当社が合理的な努力をしたにもかかわらず代替参照レート決定アドバイザーを選任することができない場合には、当社が本ホの規定に従い代替参照レート、代替スクリーン頁およびスプレッド調整を決定する。
- () 代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）は、代替参照レート決定期限までに、フォールバック・レート（本ホ()に定義する。以下同じ。）に含まれるもので利用可能なもののうち、下記に予め定める優先順位の最も高いものを代替参照レートとして決定する。ただし、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）は、フォールバック・レートのうち、当社が予め定めた優先順位に従って代替参照レートを決定することがその時点における関連監督当局等（本ホ()に定義する。以下同じ。）による推奨内容または市場慣行に反すると判断した場合は、当該時点における関連監督当局等による推奨内容および市場慣行を考慮のうえ、予め定めた優先順位を変更し、変更後の優先順位の最も高いものを、代替参照レートとして決定することができる。
- () 代替参照レートが本ホ()に従い決定される場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を適用する必要があると代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が判断したときは、スプレッド調整に含まれるもので利用可能なもののうち、下記に予め定める優先順位の最も高いものをスプレッド調整として決定する。ただし、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）は、スプレッド調整のうち、当社が予め定めた優先順位に従ってスプレッド調整を決定することがその時点における市場慣行に反すると判断した場合は、関連監督当局等による推奨内容または当該時点における市場慣行を考慮のうえ、予め定めた優先順位を変更し、変更後の優先順位の最も高いものを、またはスプレッド調整に含まれないもので利用可能なものを、スプレッド調整として決定することができる。この場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を反映させたものがすべての将来の変動利息期間に係る代替基準金利となり、これが6ヶ月ユーロ円ライボアを代替するものとして本社債の利率を決定する。

- () 本ホの規定にかかわらず、当該規定に従い代替参照レート決定期限までに代替参照レートを決定することができないと代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が判断した場合、代替参照レートによる6ヶ月ユーロ円ライボアの代替は行われず、別記「利率」欄の規定にかかわらず、当該利息計算期間に適用される利率は、代替参照レート決定期限が属する利息計算期間に使用された利率と同率とする。
- () 代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、代替参照レートを本ホ()に従って決定した場合、当社は、代替参照レート決定アドバイザーと協議のうえ（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には単独の裁量で）、代替参照レートに関する市場慣行に従うために、利率決定日、利率基準日、銀行営業日の定義、レートまたはその見積りを取得する回数、利息の日割計算方法もしくは営業日調整に関する規定、および代替参照レートが代替スクリーン頁に表示されない場合の取扱い（以下併せて「代替的取扱い」という。）を定めることができ、また、本社債の社債要項につき代替参照レートおよびスプレッド調整の適切な運用に必要であると誠実に判断する範囲内で変更（以下「本変更」という。）を行うことができる。適用ある法令上許容される範囲内で、代替参照レート、代替スクリーン頁もしくはスプレッド調整の決定、代替的取扱い、本変更またはその他の必要な変更および措置（必要な場合、当社または財務代理人（別記「（注）9 財務代理人、発行代理人および支払代理人」に定める財務代理人をいう。以下同じ。）による契約書類の締結またはその他の措置の実行を含む。以下併せて「同意不要事項」という。）に関して、本社債権者の同意は不要とする。
- () 当社は、代替参照レート、代替スクリーン頁、スプレッド調整および本変更を決定した後すみやかに、財務代理人にかかる事項を書面で通知し、その後実務上可能な限りすみやかに、その旨を本社債権者に対して通知する。
- () 本ホ()ないし()の規定にかかわらず、当社が別記「償還の方法」欄第2項第(2)号の規定に従い、期限前償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号八に定義する。）において本社債を償還する旨を本社債権者に通知した場合、当社は代替参照レートを決定しないものとする。
- () 本ホにおける用語の定義は、以下のとおりとする。
- 「代替参照レート移行事由」とは、以下の ないし のいずれかまたは複数の事由をいう。
- ライボア運営機関が、6ヶ月ユーロ円ライボアの公表を他者に承継することなく恒久的に中止した場合
- ライボア運営機関の監督当局が、6ヶ月ユーロ円ライボアが金利指標性を失ったことおよび金利指標性が回復されないことを判断した旨を公表した場合
- 法令等（日本および外国の法令、ガイドライン、監督指針を含むがこれらに限られない。）または関連監督当局等（下記に定義する。）の公表文書もしくは声明に基づき、6ヶ月ユーロ円ライボアを参照金利として決定された利率により計算された金額を本社債の利息として支払うことが禁止された、または禁止されることとなった場合
- 「関連監督当局等」とは、以下の または をいう。
- 中央銀行、財務当局、金融当局もしくはライボア運営機関の監督当局
- 中央銀行、財務当局、金融当局もしくはライボア運営機関の監督当局が主催するもしくは運営事務を司る、もしくはその要請により設立される会議体（作業部会、委員会および勉強会を含む。）

「代替参照レート決定アドバイザー」とは、当社が自らの費用負担により代替参照レートの決定権者として選任する債券資本市場において活動する適切な金融知識を備えた定評ある金融機関をいう。

「フォールバック・レート」とは以下のものをいい、優先順位は、以下に掲げる順とする。

6ヶ月物のターム物RFR金利（スワップ）（下記に定義する。）

オーバーナイトRFR複利（後決め）（下記に定義する。）

関連監督当局等が推奨する指標

6ヶ月ユーロ円ライボアの代替指標として、ISDA定義集（下記に定義する。）が定めるもの

代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が選定する指標

「ターム物RFR金利（スワップ）」とは、日本円オーバーナイト・インデックス・スワップに関する市場データに基づいて構築される指標（またはその後継指標）で代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるものをいう。

「オーバーナイトRFR複利（後決め）」とは、支払われる利息の対象期間の開始日から終了日までの実際の無担保コールオーバーナイト物レートを日次複利で積み上げる方法（ただし、利息を支払うべき日に利息を支払うための実務上の調整を含み、当該方法および調整は、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が関連監督当局等による推奨内容またはその時点における市場慣行を考慮のうえ決定する。）により算出されたものとして代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるレートをいう。

「ISDA定義集」とは、国際スワップ・デリバティブズ協会（International Swaps and Derivatives Association（ISDA））（または承継するその他の者）が公表している2006年版ISDA定義集（その後の訂正および補足書類を含む。）またはその時々公表される金利デリバティブに関する承継する定義集をいう。

「スプレッド調整」とは、6ヶ月ユーロ円ライボアを代替参照レートで代替する結果として本社債権者に及ぶ経済的な不利益または利益を、その状況において合理的な範囲で削減または除去するために、かかる代替参照レートの調整に必要なスプレッド（正、負または零のいずれもあり得る。）またはスプレッドを計算する計算式もしくは計算方法をいい、優先順位は、以下に掲げる順とする。

代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、6ヶ月ユーロ円ライボアの代替参照レートへの代替に関連して、関連監督当局等により正式に推奨されていると認識または確認していると判断するスプレッドまたはスプレッドを計算する計算式もしくは計算方法。

上記に規定する推奨がなされない場合（かかる推奨に従ってスプレッドを算出することが実務上困難である場合を含む。）、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、6ヶ月ユーロ円ライボアを参照する債券資本市場取引において、6ヶ月ユーロ円ライボアが代替参照レートに代替された場合の市場慣行として使用されていると認識または確認されていると判断するスプレッドまたはスプレッドを計算する計算式もしくは計算方法。

上記に規定する市場慣行として使用されているものが認識または確認されない場合、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、その時点における市場慣行を考慮のうえ、その裁量により、合理的かつ適切であると判断するスプレッドまたはスプレッドを計算する計算式または計算方法（6ヶ月ユーロ円ライボの代替指標としてISDA定義集において定められているものに適用されるスプレッド調整および実務上取得可能な一定期間における過去の6ヶ月ユーロ円ライボと代替参照レートの差の平均値または中央値を算出する方法を含むが、これらに限られない。）。

へ 当社は、財務代理人に本号イないし二に定める利率確認事務を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。

ト 当社および財務代理人はそれぞれの本店において、各利息計算期間の開始日から5日以内（利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。）に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

(3) 任意停止

イ 利払の任意停止

当社は、ある利払日において、その裁量により、当該利払日の12銀行営業日前までに、本社債権者および財務代理人に対し任意停止金額（下記に定義する。）の通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができる（以下当該繰り延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」といい、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」という。）。なお、任意停止金額には、任意停止利払日の翌日から任意停止金額の全額が弁済される利払日までの間、当該任意停止利払日における別記「利率」欄に定める利率による利息（以下「追加利息」という。）が付される（なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。）。

ロ 任意支払

当社は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高の全部または一部を支払うことができる。当該支払は、弁済される利払日時点の本社債権者に支払われる。

八 強制支払

() 劣後株式への支払による強制支払

本号イの規定にかかわらず、ある利払日に関して、当該利払日の直前利払日の属する月の第2銀行営業日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日の翌日）から当該利払日の属する月の第2銀行営業日の前日までの期間において、以下の または の事由が生じた場合は、当社は、当該利払日（以下「強制利払日」という。）または強制利払日の直後の利払日に、当該強制利払日現在の任意未払の残高（各本社債に関して、その時点において残存するすべての任意停止金額およびこれに対する追加利息をいい、以下「任意未払残高」という。）の全額を弁済するべく、営利事業として実行可能（下記に定義する。）な限りの合理的な努力を行うこととする。

当社が当社普通株式ならびに剰余金の配当および残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券（下記に定義する。）に劣後する当社が今後発行する当社普通株式以外の株式（以下併せて「劣後株式」という。）に関する剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当および全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をした場合または支払を行った場合

	<p>当社が劣後株式の買入れまたは取得をする場合（ただし、以下の事由のいずれかによる場合を除く。）</p> <p>(a) 会社法第155条第8号ないし第13号に基づく事由</p> <p>(b) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求</p> <p>(c) 会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項または第806条第1項に基づく反対株主からの買取請求</p> <p>(d) 会社法第116条第1項または第182条の4第1項に基づく反対株主からの買取請求</p> <p>(e) 会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条に基づく子会社からの取得</p> <p>(f) その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由</p> <p>「営利事業として実行可能」とは、当社の証券（社債を含む。）の発行もしくは募集または借入れに重大な障害を生じさせない場合をいう。ただし、当該証券または借入れに関して支払われ得る価格、利率または配当率を考慮しない。</p> <p>「同順位証券」とは、優先株式（下記に定義する。）および同順位劣後債務（下記に定義する。）をいう。</p> <p>「優先株式」とは、当社の今後発行する株式であって、剰余金の配当および残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するものをいう。</p> <p>「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件（別記「（注）3 劣後特約」に定義する。）と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件および権利を有し、その利息に係る権利および償還または返済条件が、本社債と実質的に同等のものまたは当社の財務状態および業績に応じて決定されるものをいう。</p> <p>() 同順位証券への支払による強制支払</p> <p>本号イの規定にかかわらず、任意停止利払日から当該任意停止利払日の直後の利払日の前日までの期間において同順位証券に関する配当または利息が支払われたときは、当社は、当該任意停止利払日の直後の利払日またはその次の利払日に、当該任意停止利払日に係る任意停止金額およびこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。</p> <p>二 任意未払残高の支払</p> <p>() 当社は、利払日または償還日において任意未払残高の全部または一部を支払う場合、弁済する当該利払日または償還日の12銀行営業日前までに、本社債権者および財務代理人に対し、支払う任意未払残高の金額（以下「支払金額」という。）および該当任意停止利払日の通知を行う。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて算出される。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本()において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除して得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>() 当社が、任意未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い任意停止利払日に発生した任意停止金額およびこれに対する追加利息から順に充当される。その場合、当社は、充当する当該任意停止金額およびこれに対する追加利息の内訳を財務代理人に通知する。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「（注）14 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2081年（未定）月（未定）日（注）15

償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円（ただし、期限前償還の場合は、本欄第2項第(2)号に定める金額による。）</p> <p>2 償還の方法および期限（注）15</p> <p>(1) 満期償還 本社債の元金は、2081年（未定）月（未定）日（以下「満期償還日」という。）に、任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。</p> <p>(2) 期限前償還 前号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。</p> <p>イ 当社の選択による期限前償還 当社は、2036年（未定）月（未定）日（以下「初回任意償還日」という。）および初回任意償還日以降の各利払日（以下初回任意償還日と併せて「任意償還日」という。）において、任意償還日に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。</p> <p>ロ 税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、税制事由償還日までの経過利息および任意未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に期限前償還することができる。 「税制事由」とは、日本の法令またはその運用もしくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。</p> <p>ハ 資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて「期限前償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、資本性変更事由償還日までの経過利息および任意未払残高の支払とともに、当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所またはそれらの格付業務を承継した者をいう。以下同じ。）のうち1社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、当該信用格付業者が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、または、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。</p>
-------	---

	<p>(3) 本社債の満期償還日または期限前償還日（以下併せて「償還日」という。）が東京における銀行休業日にあたる場合は、前銀行営業日にこれを繰り上げる。ただし、2036年（未定）月（未定）日までに償還される場合で当該日が東京における銀行休業日にあたる場合は、償還日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または業務規程等に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(5) 本社債の償還については、本項のほか、別記「（注）3 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「（注）14 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年（未定）月（未定）日（注）15
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2021年（未定）月（未定）日（注）15
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

（注）1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社はR & IからA -（シングルA マイナス）の予備格付を2021年5月12日付で取得しており、また、R & IからA -（シングルA マイナス）の本格付を2021年（未定）月（未定）日（（注）15）付で取得する予定である。なお、予備格付の付与以降にR & Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA（シングルA）の予備格付を2021年5月12日付で取得しており、また、JCRからA（シングルA）の本格付を2021年（未定）月（未定）日（（注）15）付で取得する予定である。なお、予備格付の付与以降にJCRが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」に当たらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3 劣後特約

当社は、劣後事由（下記に定義する。）の発生後すみやかに、本社債権者および財務代理人に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の（ ）および（ ）を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権（下記に定義する。）を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

（ ）劣後事由の発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額

（ ）同日における当該本社債に関する任意未払残高および同日までの当該本社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件（下記に定義する。）が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額（下記に定義する。）の範囲でのみ、支払（配当を含む。）の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

（ ）当社に対して、清算手続（会社法に基づく通常清算手続または特別清算手続を含む。）が開始された場合

（ ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

（ ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合

（ ）管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

（ ）当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権もしくは再生債権またはこれらに準ずる債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

（ ）当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受けまたは弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

（ ）当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合

（ ）当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正または減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

- () 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正または減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各本社債権者に対して支払がなされたとあろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

4 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。

5 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、または日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

6 期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられまたは期限が到来するものではない。

7 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して本社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

8 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

9 財務代理人、発行代理人および支払代理人

- (1) 当社は、株式会社三井住友銀行（以下「財務代理人」という。）との間に本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 業務規程等に基づく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- (3) 財務代理人は、本社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また本社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (4) 財務代理人を変更する場合には、当社は本（注）7に定める方法により本社債権者に通知する。

10 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、同意不要事項および本（注）9第(1)号を除く。）の変更（本（注）4の規定に反しない限度とする。）は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

11 社債権者集会に関する事項

- (1) 本種類の社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）7に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替

法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

(1) 本(注)7に定める公告に関する費用

(2) 本(注)11に定める社債権者集会に関する費用

13 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

14 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および業務規程等に従って支払われる。

15 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定である。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

< E N E O Sホールディングス株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)に関する情報 >

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名または名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

< E N E O Sホールディングス株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)およびE N E O Sホールディングス株式会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)に関する情報 >

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名または名称	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。